

# 各発注者における格付、競争参加資格設定等のあり方について

(論点) 施工の質等の向上を図るとともに、建設業の健全な発展を促進する観点から、格付け、競争参加資格設定等にあたって、どのような点を重視すべきか。

## 1. 入札参加希望者登録(格付け)の改善

### (1) 施工経験・工事成績の評価

適正な施工の確保を図るとともに、請負企業の施工の質等を高めるインセンティブを付与する観点から、企業評価において、当該企業の施工経験及び成績を適切に評価すべきではないか。

特に、成績優良企業に対しては、施工の質の向上へのインセンティブになるという波及効果も考慮し、適切に加点を行うべきではないか。

### (2) 企業の社会貢献等に対する評価

災害対応協定、障害者雇用、男女共同参画等の企業の社会的貢献について、等級区分の中でどのように取り扱うことが適当か。

これらの事項の中には、工事目的物の性能の発揮等に関連する事項(災害対応等)、工事に伴う影響の緩和に関連する事項(環境影響の低減等)、その他の行政課題への対応のための事項(障害者雇用等)があるものと考えられるが、それぞれについて、どのように考えるべきか。

## 2. 競争参加条件の設定及び指名の運用の改善

### (1) 基本的な考え方

一般競争入札、指名競争入札はそれぞれが長所を持つものであり、各発注者がそれぞれの判断で適切に活用すべきものであるが、その競

争の質を向上する観点から、一般競争入札においては十分に最小限の客観的な条件が設定されるべきであり、また、指名競争入札においても同様に、できる限り客観的な基準の下で、優秀な企業が指名されるような運用が行われることが必要ではないか。

公共工事の競争入札は、納税者の視点に立って、「良いものを安くつくる」ためには適切に事業者の優劣を評価し、競争参加者を選定することが必要であり、参加希望型の入札を行う場合には、施工経験や工事成績等の参加要件を付すこととすべきではないか。

また、これらの運用に当たっては、いずれの入札方式においても、過度に競争性を低下させることなく、また、発注者の恣意性を排除する観点から、情報の公表を徹底することが重要ではないか。

## (2) 競争入札での競争参加条件設定・指名の改善の方向

ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除し、適正な施工の確保等を図るとともに、事業者の意欲を高め、技術と経営の向上を促進する観点から、競争参加条件の設定及び指名の運用において、企業の施工経験や成績等を適切に評価し、反映させるべきではないか。

特に、施工能力を有していない企業が受注した場合、一括下請を誘発することが懸念されるため、工事实績のデータベースや契約書等を活用し、適切に施工経験をチェックすべきではないか。また、工事経歴等の許可行政庁が保有している情報についても、活用方を検討していくべきではないか。

企業の社会的・地域貢献については、どのような取り扱いを行うことが適当か。

また、従来から、これらの事項を点数化した、いわゆる「主観点数」が、「客観点数」(経営事項審査の総合点数)と足し合わされて格付けに使用されたり、客観点数のみが競争参加資格の条件として使用されることが多いが、競争参加資格の条件として、この主観点数を活用することも検討すべきではないか。

## (3) 工事の性質に応じた追加的措置の実施

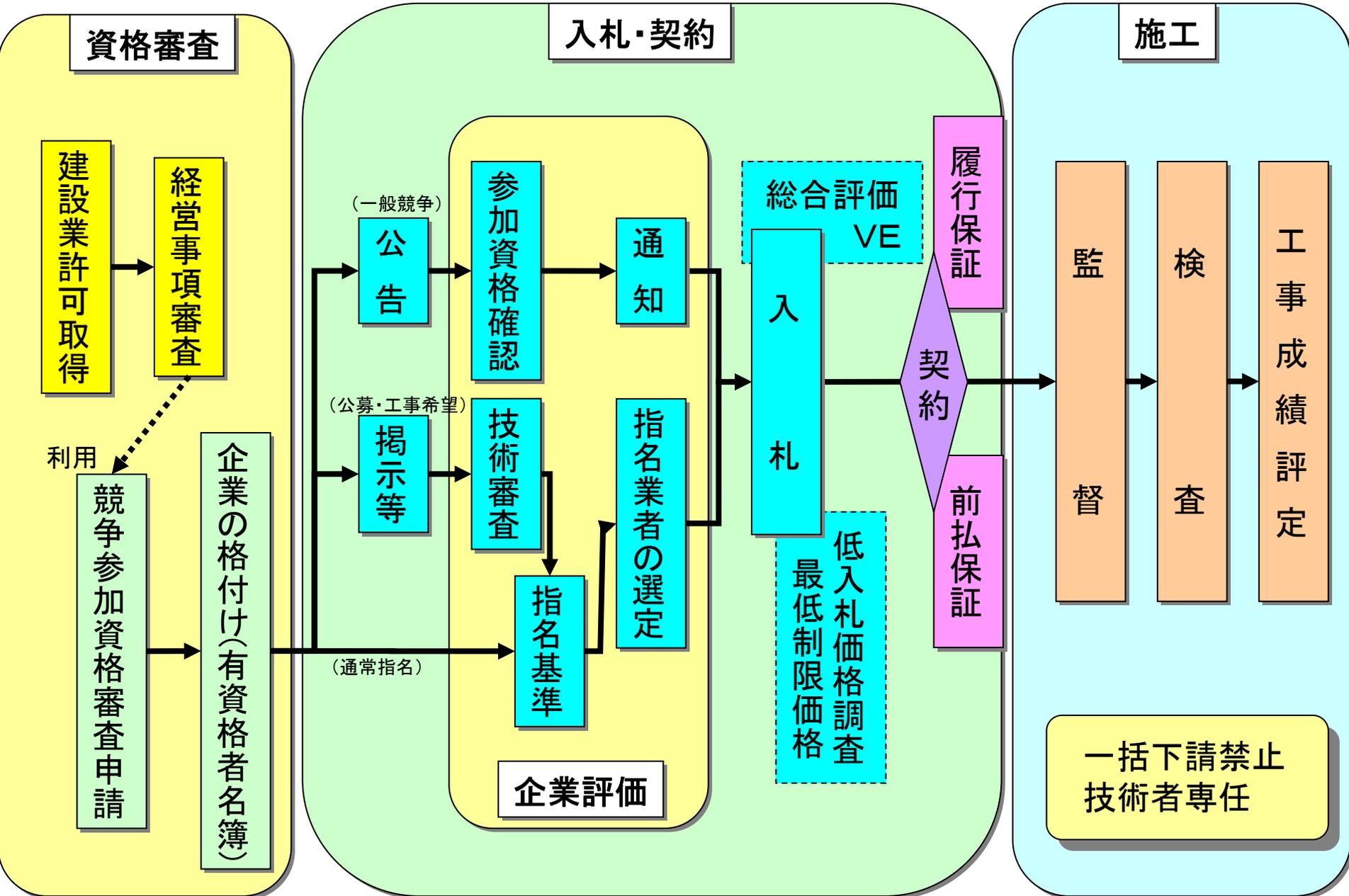
真に優秀な事業者が評価され、事業者のレベルアップを促進する観点からも、工事の難易度、種別等に応じ、例えば、工事成績優良事業者のみで競争を行うことなどにより、優良業者の受注機会が増大するような仕組みを検討すべきではないか。

#### (4) 履行保証制度の柔軟な運用

履行保証は、確実な施工を担保するために契約者に課しているものであるが、事業者に対するインセンティブ効果等も考慮し、過去の工事成績等に応じ、柔軟に履行保証割合を設定することを検討すべきではないか。

また、いわゆる入札ボンド（履行保証の予約を入札時に義務付けること）の導入については、受注者選定の過程に市場性を加味することなどの意義はあるものの、従前の検討において、引受機関のキャパシティの確保などの課題があることから引き続き検討することが必要とされているが、どのような取り扱いとすることが適当か。

# 公共工事における入札契約の流れ



# 競争参加者の選定について

会計法及び地方自治法において、発注者は競争に参加できる資格を定めることとされている。これに基づき、各発注者においては、事業者の規模等に応じて事業者をランク分けし、その名簿を作成している（等級区分（格付け））。また、指名競争入札においては、一定の基準に従い競争参加業者が指名されており、一般競争入札においても、各入札ごとにその性質に応じて競争参加条件が付されている。

## 等級区分（格付）

1. 事業者の規模等に応じて事業者をランク分けし、名簿を作成し、定期的に更新している。
2. このランク分けに当たっては、経営事項審査点数（いわゆる客観点数）のほか、各発注者が独自に評価・算定する主観点数とあわせた総合点数で、区分されることが多い。

## 競争参加条件の設定

1. 発注金額等に応じ、有資格者名簿に記載されている業者が競争に参加することとされているが、一般競争入札においても、工事の性質等に応じ、同種工事の実績等が競争参加条件として付されている。
2. 発注者によっては、競争参加を工事成績優良者に限定しているケースもある。

## 指名

1. 指名競争入札においては、一定の基準に従い、各発注者が当該工事の請負業者となるにふさわしい業者を選定している。
2. 指名業者数については、予算決算及び会計令第97条において、「なるべく10人以上指名」することとされている。
3. 国土交通省直轄工事では、不誠実な行為の有無、工事成績、手持工事の状況等を評価基準として、それぞれポイント化して総合的な評価を行い、指名業者を選定している。

# 国土交通省における等級区分(格付)について

公共工事の競争入札に参加しようとする建設業者

(経営事項審査申請=決算期毎に申請)

(資格審査申請=2年に1度)

許可をした国土交通大臣又は都道府県知事

公共工事の発注者(国土交通省)

経営事項審査

利用

競争参加資格審査

客観的事項の審査  
⇒経営事項評価点数(客観点数)

+

主観的事項の審査(工事成績等)  
⇒技術評価点数(主観点数)

||  
総合点数

## 技術評価点数について

前年10月1日までの4年間における希望工事種別毎の直轄工事における工事成績から算定

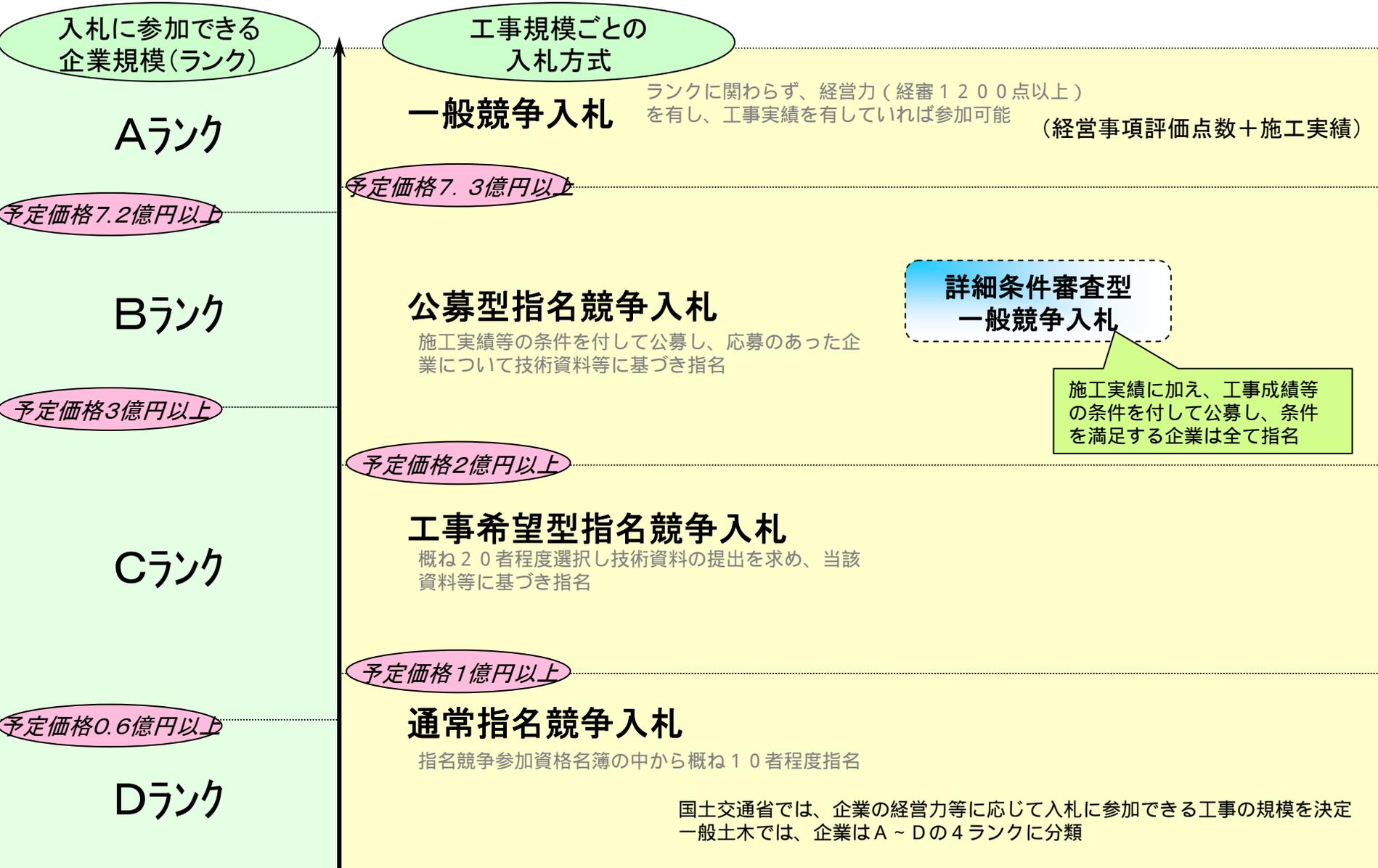
= 工事規模 × 工事成績 × 工事難易度  
× VE評価点数 × 部局係数

工事規模: 契約金額/100万円  
工事成績: 工事成績評定点 - 65

※客観点と主観点の最高点の比率は5:5

総合点数に応じ、有資格者の  
等級別登録(ランク制)  
(有資格者名簿の作成)

# 国土交通省における一般土木発注標準と入札方式(H16年度)



# 都道府県・政令市における主観点の評価項目

主観点数には、さまざまな評価項目があるが、工事成績、ISO、工事实績、指名停止状況について評価項目としている団体が多い。このほか、障害者雇用や防災協力等の社会的・地域的貢献を評価している団体もある。

## (工事实績に関する項目)

公共工事の受注実績	16 団体
民間工事の受注実績	7 団体
VE又は難易度の高い工事の実績	2 団体

## (工事成績に関する項目)

工事成績	51 団体
優良表彰の受賞歴	19 団体

## (事業者の能力に関する項目)

ISO9000S(品質)の取得状況	42 団体
施工管理技士等の技術者数	16 団体

## (その他の項目)

指名停止・営業停止等の経歴	39 団体
ISO14000S(環境)の取得状況	14 団体
障害者雇用の状況	16 団体
防災行政への協力等の社会貢献	6 団体
県債権の滞納状況	3 団体
建退共の履行状況	2 団体
建設機械の保有状況	2 団体
建設業従事職員数	2 団体
労働法令等違反	1 団体
建設業団体加入の有無	1 団体
厚生年金基金への加入	1 団体

※ 16年3月現在 国土交通省調べ  
都道府県・政令市が採用している評価項目について、採用団体数を集計

# 条件付一般競争入札及び指名競争入札において 競争参加者を成績優秀業者に限定している事例

## 群馬県の事例

- 工事成績優良業者限定指名競争入札（試行）
  1. 事業名 道路改良(円滑)事業
  2. 工事概要 道路改良工事L=60m等
  3. 指名条件 次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。
    - (1) 過去2年間(平成14・15年度)に部長表彰以上を受賞した業者。
    - (2) 平成15・16年度建設工事入札参加資格審査で適格と認められ、土木一式工事の級別格付けがB等級以上であること。
    - (3) 原則として、当該工事を発注する土木事務所管内に営業の本店を置く建設業者であること。

## 横浜市の事例

- 条件付一般競争入札
  1. 事業名 都市計画道路環状4号線(下飯田地区)街路整備工事(その2)
  2. 工事概要 土工(切土工15,957立方<sup>メートル</sup>、盛土工4,704立方<sup>メートル</sup>)等
  3. 参加条件(入札参加資格)

平成16年度優良工事請負業者表彰名簿の土木部門に登録されている者、又は平成15年1月1日から平成16年12月31日までの間に通知された土木に係る工事の横浜市請負工事検査事務取扱規程第9条に基づく工事完成検査結果通知書(当該期間内に2件以上の通知を受けた場合は、通知された月が最新月のものを対象とする。また、同一月に2件以上の通知を受けた場合は、最高点のものを対象とする。)の評定点が80点以上の者であること。

# 国土交通省直轄工事における指名基準

## (関東地方整備局土木工事の事例)

国土交通省においては、あらかじめ定められた基準に基づき、項目毎にA・B・Cの3段階評価を行い、それを総合して、C評価がない事業者の中でA評価の数が多い事業者を指名している。

評価項目	選定における着目点
1. 不誠実な行為	贈賄及び不正行為等に基づく指名停止の有無。その他警察からの排除要請、虚偽の技術資料の提出等。
2. 経営状況	取引停止の事実や不渡り情報等。
3. 安全管理	事故等に基づく指名停止の有無。その他労働基準監督署の指導を受け、改善を行っていない等。
4. 労働福祉	賃金不払い等による労働基準監督署からの通報があり改善がない等。
5. 経営事項	経営事項審査の有効期限が切れている。
6. 地理的条件	関東地方整備局管内の営業拠点の存在。

評価項目	選定の着目点	2A	A	B	C
①手持ち工事の状況(手持工事量)	関東地方整備局内当該工事種別の当該年度受注額÷当該工事種別の過去3年間の関東地方整備局内平均受注額=手持工事量比率 ※ただし、手持工事量比率が極端に大きなものについては、別途考慮することができるものとする。		手持工事量比率 0.5未満	手持工事量比率 1以上	
			手持工事量比率 0.5以上1未満 (0.5A)		
②施工実績	平成6年4月1日以降の同種工事又は類似工事の施工実績※	直轄工事の実績あり又は公団等の実績で申請した工事が優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る)を受けている場合 (1.5A)	公団等の実績あり 都道府県の実績で申請した工事が優良工事表彰(工事の出来映え・品質に関する表彰に限る)を受けている場合 (0.5A)	都道府県、その他の実績あり	実績なし
	平成6年4月1日以降の近隣地域内工事の施工実績※		実績あり	実績なし	
③技術者評価	[平成6年4月1日以降の]主任又は監理技術者の経験※ 注:[ ]書きは一般土木工事で工事規模がB等級のみ。ただし、特殊工事は延長可。		同種工事で主任(監理)技術者、又は現場代理人としての経験あり (0.5A) 【工事の特殊性により類似で求めることができる】	同種の経験あり	同種又は類似工事の経験なし
	平成6年4月1日以降の関東地方整備局発注工事における優良技術者表彰※ 主任又は監理技術者の資格※		あり	なし	
④地域特性	本店の所在地 注:一般土木工事で工事規模B等級		施工都県内に本店あり(A) 地方整備局管内に本店あり(0.5A)	その他	
	本店の所在地 注:一般土木工事で工事規模C等級		施工都県内に本店あり 注:近接都県を含む場合あり	その他	
⑤その他技術的適性	当該工事の履行に係わる平成6年4月1日以降の技術開発※ 週休2日制への取組意欲※		あり(0.5A)	なし	
⑥安全管理の状況	事故及び不誠実な行為による注意		あり(0.5A) 事故による文書注意の評価の期間(-1A)	なし 事故による口頭注意の評価の期間(-0.5A)	

評価項目	選定の着目点	2A	A	B	C
⑥安全管理の状況	事故及び不誠実な行為による注意		不誠実な行為による文書注意の評価の期間 (-1A)	不誠実な行為による口頭注意の評価の期間 (-0.5A)	
	関東地方整備局での当該工事種別の安全管理表彰の有無 注:一般土木工事及びAS舗装工事を対象		あり	なし	
⑦当該年度指名	関東地方整備局での当該年度の公募型指名競争入札による当該工事種別の指名回数		5回未満 (0.5A)	5回以上	
⑧工事成績	関東地方整備局での過去2年間の当該工事種別の平均点 「年間発注工事件数が少ない工事種別においては、過去5年間の平均点」 なお、関東地方整備局での成績がない場合は60点とする。 前年度工事成績の平均点評価の補正	80点以上 (3A)	70点以上 75点未満	70点未満(2年連続60点未満を除く)	2年連続60点未満
		75点以上 80点未満			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度に60点未満の工事成績を受けた工事が1工事あり 平均点評価から1Aを減ずる。</li> <li>・前年度に60点未満の工事成績を受けた工事が2工事以上あり 平均点評価から2Aを減ずる。</li> </ul>			
⑨優良工事表彰	関東地方整備局での過去2年間の当該工事種別の優良工事表彰の有無(複数回の表彰を受けた場合であっても有無のみの評価を行う。最大値は0.5Aとする。また、同一工事でイメージアップ表彰を受けた場合には、イメージアップ表彰の評価項目において評価する。)		局長表彰あり (0.5A)	なし	
			事務所長表彰あり (0.3A)		
⑩イメージアップ表彰	関東地方整備局での過去2年間の当該工事種別のイメージアップ表彰の有無(複数回の表彰を受けた場合であっても有無のみの評価を行う。最大値は0.3Aとする。また、同一工事で優良工事表彰を受けた場合は、最大値を0.5Aとする。)		表彰あり (0.3A)	なし	
			同一工事で優良工事表彰を受けた場合 (0.5A)		
総合評価	上記評価項目での「A」の数及び工事評点により順位付けをする。「C」が1つ以上ある業者は非指名とする。				

# 優先指名の事例

指名においても、成績優秀企業や、障害者雇用等の社会的な貢献をしている企業を優先指名することとしている発注者もある。

## 成績優秀企業

東京都  
工事成績が優良だとして表彰を受けた企業について、表彰後1年間、優先指名を実施している。

## 障害者雇用企業

名古屋市  
障害者雇用率が法定(1.8%)の2倍(3.6%)を達成している業者を認定し、すべて(工事・業務・物品を問わず)の指名競争入札において優先指名している。

## 災害ボランティア等の地域貢献参加企業

愛媛県  
平成16年10月より、「災害ボランティアとして参加した業者」「大規模災害時の応急対策に従事した業者」に対し、優先指名を実施している

# 労働におけるCSRのあり方に関する研究会

## 中間報告書（抜粋）

（座長：谷本寛治 一橋大学大学院商学研究科教授）

### 1. 労働に関してCSRを検討する背景と意義

企業においては活動するに当たって、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対して責任ある行動をとるとともに、アカウンタビリティ（説明責任）を果たしていくことが求められている。こうした考え方はCSR（Corporate Social Responsibility）と呼ばれ、我が国においてもCSRについて本格的な取り組みが始まっている。

しかしながら、近年、企業間競争の激化等によって長時間労働やストレスが増大したり、女性の登用が十分に進まないなど、働き方の持続可能性や公平性に照らして懸念される状況が多くみられる。

こうした中、「人」の観点からも持続可能な社会を形成していくことが重要となっており、社会的基盤の損失にもつながる行き過ぎた利益至上主義に対し、従業員、求職者等のステークホルダーに対する考慮を強調するCSRの考え方は、企業や市場のあり方を変革し、社会の持続可能性を保持していく上で重要性を増してきている。

### 4. 労働のCSRを推進するための環境整備の方策

#### 調達におけるCSRの考慮

国や地方自治体が調達する際に、労働などの事項についてCSRに配慮している企業を優先することも考えられる。例えば、東京都千代田区や大阪市においては、建設工事等入札参加資格者の評価項目に、障害者雇用など独自の社会的貢献度を加えており、こうしたCSR調達が、全国において広まっていくことが期待される。

# 履行保証制度の概要

履行保証制度は、請負者の責めに帰すべき事由により、工事を完成させることができなくなった場合に、発注者に保証金（違約金）を支払う措置（金銭的保証措置）。

（履行保証制度には残工事を保証人が選定する代替業者に工事を完成させる措置（役務的保証措置）もあるが、直轄工事では採用していない。）

## 履行保証措置の要求

（請負者の債務不履行等により工事が履行できない場合の措置要求）

### 金銭的保証措置の要求

（請負者の選択）

- 契約保証金の納付
- 有価証券等
- 金融機関の保証
- 前払保証事業会社の保証
- 履行保証保険
- 履行ボンド(付保割合の低いもの)
- 履行ボンド(付保割合の高いもの)

（発注者の判断）

### 履行保証措置の免除

### 役務的保証措置の要求

（発注者の選択）

# 履行保証割合の引上げによる淘汰の促進

建設市場の40%以上を占める公共工事の発注について市場メカニズムが働きやくすることにより市場を通じて淘汰を促進

**従来、契約額の1割だった履行保証割合を大型工事について3割に引上げ。**  
(国土交通省発注工事については、平成13年12月以降公示する全ての一般競争対象工事で導入)

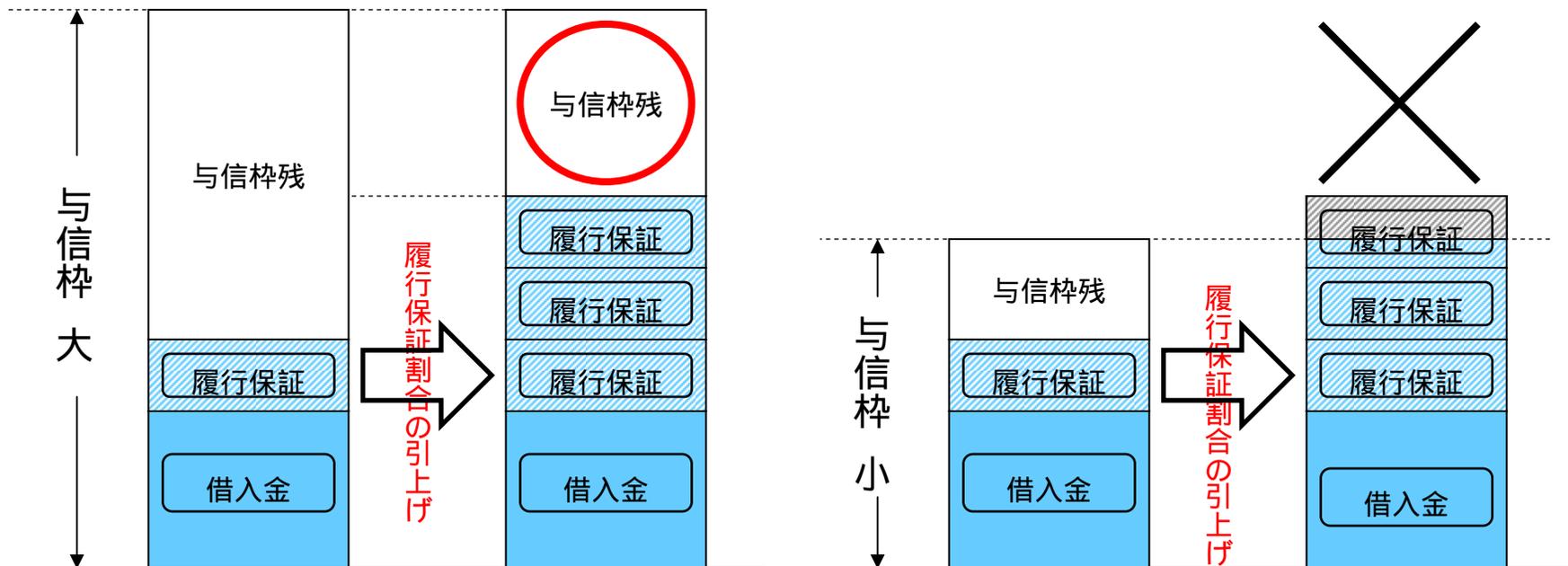
経営不振企業は、与信枠の制約から、履行保証が受けられない

公共工事の参入抑制

- (1) 経営健全企業の場合は、与信枠に余裕があるため、公共工事受注に問題を生じない。
- (2) 経営不振企業の場合は与信枠の制約から履行保証を受けられず、公共工事の受注に歯止めがかかる。

経営健全企業

経営不振企業



# 新たな保証制度に関する実務研究会報告の概要

13年12月～14年7月計7回開催  
法学者等の学識者、損保会社職員等の実務者により構成

## 基本的な制度設計

入札参加時点での保証の性格

= 履行ボンドの予約

ボンド引受機関

建設企業の経営状況を的確に把握し、  
与信設定のできる主体

= 損害保険会社、都市銀行等

対象工事

当面、一般競争入札の対象となるよう  
な大規模工事を対象とすることが適当

## 制度導入の効果

公共工事の発注に当たっての発注者  
のリスクの回避

市場原理に沿った建設産業の再編

与信を受けられない企業が公共工事  
に参入できないこととなり、業界の淘汰  
・再編を促進

公共工事の受注者選定における第  
三者の関与

制度導入のカギ

= 再保険市場でのキャパシティ

履行ボンド予約の制度の導入は、主に引受機関  
の問題から、引き続き検討を行うこととされた